

社会福祉法人愛育会役員及び評議員、評議員選任・解任委員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛育会役員及び評議員、評議員選任・解任委員の報酬並びに費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。
但し、セピアの園給与規程の適用を受ける役員及び評議員、評議員選任・解任委員は、除く。

(報酬)

第2条 役員及び評議員、評議員選任・解任委員が愛育会の業務を行うときは、報酬を支給する。
2 前項の報酬の額は日額10,000円とする。

(費用弁償)

第3条 役員及び評議員、評議員選任・解任委員が職務を行うために要する費用の弁償として旅費を支給する。
2 旅費の種類及び額は、セピアの園旅費規程に準拠するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月28日から施行し、平成29年度支給分から適用する。